

【高知県】被災者支援制度一覧

No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	支援の種類	制度の内容 ※詳細は内閣府「被災者支援に関する各種支援制度の概要」を参照	問い合わせ先	県庁関係課	県庁関係課 連絡先 (制度に関係する外部団体 連絡先)	【参考】ページ (内閣府各種制度の概要)
1	経済・生活面の支援	これから様々な支援制度に申し込みたい	罹災証明書の交付	その他	災害による住家被害の程度（全壊・半壊など）を証明する罹災証明書を交付します。	市町村	危機管理・防災課	（住家被害認定士について） 【危機管理・防災課（防災担当）】 088-823-9320	31
2	経済・生活面の支援	親や子ども等が死亡した	災害弔慰金	給付	災害により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。	市町村	地域福祉政策課	【地域福祉政策課（災害時要配慮者支援担当）】 088-823-9089	1
3	経済・生活面の支援	負傷や疾病による障害が出た	災害障害見舞金	給付	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。	市町村	地域福祉政策課	【地域福祉政策課（災害時要配慮者支援担当）】 088-823-9089	1
4	経済・生活面の支援 住まいの確保・再建のための支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要 住まいを建て替え・取得したい 住まいを補修したい 宅地を直したい 民間賃貸住宅に移転したい	被災者生活再建支援制度	給付	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。	市町村	危機管理・防災課	【危機管理・防災課（防災担当）】 088-823-9320	2
5	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	義援金の配分	給付	全国から寄せられた義援金を、義援金配分委員会において決定した基準により配分します。	市町村	会計管理課	【会計管理課（資金・国費担当）】 088-823-9878	－
6	経済・生活面の支援	住宅を解体したい	公費解体	その他	被災した建物を、申請に基づき市町村が所有者に代わって解体・撤去する公費解体制度を利用できる可能性があります。すでに解体を行ってしまった被災家屋等の解体・撤去費用についても、償還申請を行うことができる場合があります。	市町村	環境対策課	【環境対策課（計画推進・一般廃棄物担当）】 088-821-4590	(27)
7	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	災害援護資金	貸付（融資）	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	市町村	地域福祉政策課	【地域福祉政策課（災害時要配慮者支援担当）】 088-823-9089	3
8	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））	貸付（融資）	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。	県・市町村社会福祉協議会	地域福祉政策課	【地域福祉政策課（生活困窮者自立支援事業担当）】 088-823-9090	4
9	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	母子父子寡婦福祉資金貸付金	貸付（融資）	母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。	県福祉保健所、市町村役場	子ども家庭課	【子ども家庭課（ひとり親家庭担当）】 088-823-9654	5
10	経済・生活面の支援	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	思給担保貸付	貸付（融資）	単人思給や援護年金などを担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。	(株) 日本政策金融公庫	地域福祉政策課	【地域福祉政策課（調整・援護調査担当）】 088-823-9664	5
11	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	教科書等の無償給与	現物支給	災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。	都道府県、市町村	小中学校課・高等学校課	【小中学校課（総務担当）】 088-821-4735 【高等学校課（学校教育支援担当）】 088-821-4907	5
12	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	特別支援学校等への就学奨励事業	給付、現物支給	被災により、特別支援教育就学奨励費事業の支弁区分が変更になった特別支援学校等に通学する幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。	都道府県、市町村、学校	特別支援教育課	【高等学校課（総務担当（就学奨励費担当））】 088-821-4851	6
13	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	小・中学生の就学援助措置	給付・還付	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。	都道府県、市町村、学校	小中学校課	【小中学校課（総務担当）】 088-821-4735	6
14	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	高等学校授業料等減免措置	減免・猶予	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。	都道府県、市町村、学校	高等学校課	【高等学校課（総務担当）】 088-821-4851	6
15	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	高等学校等就学支援金（家計急変支援）	給付	高等学校等就学支援金の支給により高校生等の授業料を支援します。 ※通常は地方住民税の課税標準額等により支給の判定を行います。被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象です。	都道府県、学校	高等学校課、私学・大学支援課	【高等学校課（総務担当）】 088-821-4851 【私学・大学支援課（私学支援担当）】 088-821-4690	6
16	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	高校等で学び直す者に対する就学支援	給付	高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等に入学し学び直す者に対して、就学支援金の支給期間経過後の授業料を支援します。 ※通常は地方住民税の課税標準額等により支給の判定を行います。被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象です。	都道府県、学校	高等学校課、私学・大学支援課	【高等学校課（総務担当）】 088-821-4851 【私学・大学支援課（私学支援担当）】 088-821-4690	7
17	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	高校等専攻科の生徒への就学支援	給付	高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対しての授業料を支援します。 ※通常は地方住民税の課税標準額等により支給の判定を行います。被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象です。	都道府県、学校	高等学校課、私学・大学支援課	【高等学校課（総務担当）】 088-821-4851 【私学・大学支援課（私学支援担当）】 088-821-4690	7
18	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	高校生等奨学給付金	給付	低所得世帯の授業料以外での教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援の対象となります。	都道府県、学校	高等学校課、私学・大学支援課	【高等学校課（総務担当）】 088-821-4851 【私学・大学支援課（私学支援担当）】 088-821-4690	7
19	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）	減免・給付	住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と、授業料等減免による支援を行う制度です。 ※通常は、前年度の課税標準額により審査を行います。震災等の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査し、所得要件等を満たした方が対象です。	在籍する学校、日本学生支援機構奨学金相談センター	私学・大学支援課	【私学・大学支援課】 専修学校：088-821-4690（私学支援担当） 大学　　：088-821-4691（大学支援担当） 【制度に関係する外部団体】 （日本学生支援機構奨学金相談センター） 0570-666-301	7
20	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	大学等授業料減免措置	減免、猶予（延長・金利の引き下げ含む）	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の給付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減免、免除を行います。	在籍する各学校	私学・大学支援課	【私学・大学支援課（大学支援担当）】 088-821-4691	8
21	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	国の教育ローン	貸付（融資）	入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。	(株) 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター	私学・大学支援課	【私学・大学支援課（大学支援担当）】 088-821-4691 【制度に関係する外部団体】 （株）日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター） 0570-008656 または 03-5321-8656	8
22	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	日本学生支援機構の貸与型奨学金（緊急採用・応急採用）	貸与	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、奨学金の貸与を実施します。	在籍する各学校（奨学金担当窓口）	私学・大学支援課	【私学・大学支援課（大学支援担当）】 088-821-4691	8
23	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	JASSO災害支援金	給付	災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となった学生・生徒に対して、支援金（10万円）を支給します。	在籍する各学校（JASSO災害支援金担当窓口）	私学・大学支援課	【私学・大学支援課（大学支援担当）】 088-821-4691	8
24	経済・生活面の支援	子どもの養育・修学を支援してほしい	児童扶養手当等の特別措置	給付	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。	市町村	障害福祉課 子ども家庭課	【障害福祉課（障害児支援担当）】 088-823-9663 【子ども家庭課（ひとり親家庭担当）】 088-823-9654	9
25	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	地方税の特別措置	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）	・地方税の減免 ・徴収の猶予 ・期限の延長	都道府県、市町村	税務課	【税務課】 088-823-9306 安芸県税事務所　0887-34-1161 中央東県税事務所 088-866-8510 中央西県税事務所 088-821-4651 須崎県税事務所　0889-42-2366 幡多県税事務所　0880-35-5972 （市町村税は、各市町村（税務課など））	9
26	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	国税の特別措置	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）	・申告などの期限の延長 ・納税の猶予 ・予定納税の減額 ・給与所得者の源泉徴収税及び復興特別所得税の徴収猶予など ・所得税の軽減	税務署	税務課	（安芸税務署）0887-35-3115 （伊野税務署）088-893-1121 （須崎税務署）0889-42-2355 （高知税務署）088-822-1123 （中村税務署）0880-35-2135 （南国税務署）088-863-3215	10

No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	支援の種類	制度の内容 ※詳細は内閣府「被災者支援に関する各種支援制度の概要」を参照	問い合わせ先	県庁関係課	県庁関係課 連絡先 (制度に関係する外部団体 連絡先)	【参考】ページ (内閣府各種制度の概要)
27	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	減免・支払猶予	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。	健康保険組合、全国健康保険協会、市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合等	国民健康保険課、長寿社会課	【国民健康保険課（国保・高齢者医療担当）】 088-823-9646 【長寿社会課（介護保険担当）】 088-823-9681	11
28	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	国民年金保険料の免除等	免除・納付猶予	災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合があります。	市町村の国民年金担当窓口、年金事務所	－	－	11
29	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	心身障害者扶養共済制度掛金の免除等	免除・納付猶予	災害によって財産に相当な被害を受け、心身障害者扶養共済制度掛金の納付が困難な方は、申請により掛金の納付が免除等される場合があります。	県、市町村	障害福祉課	【障害福祉課（地域生活支援担当）】 088-823-9634	－
30	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長	納付期限の延長	掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。	確定拠出年金運営管理機関、加入手続きを行った金融機関	－	－	11
31	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長	納付期限の延長	掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。	厚生年金基金、加入手続きを行った国民年金基金	－	－	12
32	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	障害福祉サービス等の利用者負担の減免	減免	災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。	県、市町村	障害福祉課	【障害福祉課（事業者担当）】 088-823-9635	12
33	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	公共料金・使用料等の特別措置	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）	災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。	都道府県、市町村、関係事業者	－	－	12
34	経済・生活面の支援	税金や保険料等の軽減や支払い猶予等をしてほしい	放送受信料の免除	減免	災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。	日本放送協会	－	【制度に関係する外部団体】 （日本放送協会）0570-077-077 利用できない場合、050-3786-5003	12
35	経済・生活面の支援 住まいの確保・再建のための支援	生活に困窮している 住まいを建て替え・取得したい 中小企業事業の再建資金が必要	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス	住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除・減額を申し出ることができます。 (注)東日本大震災又は平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害	最も多額のローンを借りている金融機関	－	－	13
36	経済・生活面の支援	生活に困窮している	生活困窮者自立支援制度	サービス、給付、現物支給	福祉事務所を設置する地方公共団体の相談窓口において、様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行うものです。 ・自立相談支援事業 相談を受けた支援員がどのような支援が必要かを相談者と話し合い、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、関係機関への同行や就労支援も行います。 ・住居確保給付金 離職や廃業または休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。（※別途資産収入等に関する要件があります。） 生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。	市町村社会福祉協議会等	地域福祉政策課	【地域福祉政策課（生活困窮者自立支援事業担当）】 088-823-9090	14
37	経済・生活面の支援	生活に困窮している	生活保護	給付・還付、現物支給・現物貸与		県福祉保健所、市福祉事務所	福祉指導課	【福祉指導課（生活保護担当）】 088-823-9624	15
38	経済・生活面の支援	離職後の生活を支援してほしい	未払賃金立替払制度	立替（債権者向け）	企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。	労働基準監督署、（独）労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー	－	【制度に関係する外部団体】 （独）労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー） 044-431-8663	16
39	経済・生活面の支援	離職時の生活を支援してほしい	雇用保険の失業等給付	給付	・労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ・災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。	公共職業安定所	－	－	16
40	経済・生活面の支援	再就職を支援してほしい	ハロートレーニング（公的職業訓練）	給付・還付、サービス	・災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ・また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。	公共職業安定所	雇用労働政策課	【雇用労働政策課（能力開発担当）】 088-823-9765	17
41	経済・生活面の支援	就職活動を支援してほしい	職業転換給付金（求職活動支援費、転移費、訓練手当）の支給	給付・還付	就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。 また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。	公共職業安定所、県労働局	雇用労働政策課	【雇用労働政策課（能力開発担当）】 088-823-9765	17
42	経済・生活面の支援	法的トラブルの解決方法を知りたい	法的トラブル等に関する情報提供	サービス	全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。	法テラス・サポートダイヤル	－	【制度に関係する外部団体】 （法テラス・サポートダイヤル）0570-078374	18
43	経済・生活面の支援	法的トラブルの解決方法を知りたい	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）	日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。 ・弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ・裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ・裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）	法テラス・サポートダイヤル	－	【制度に関係する外部団体】 （法テラス・サポートダイヤル）0570-078374	19
44	経済・生活面の支援	法律、相続などについて専門家に相談したい	弁護士等の士業関係者による専門的な相談受付	サービス	弁護士、税理士などの士業関係者が法律、相続、税金などの専門的な相談に応じる相談会を実施します。	県	南海トラフ地震対策課	【南海トラフ地震対策課（事前復興室）】 088-823-9386	－
45	経済・生活面の支援	手話通訳や要約筆記ができる方にボランティアに入ってほしい	災害時情報支援ボランティアの派遣	サービス	手話や要約筆記など、情報・コミュニケーション支援を行うボランティア（支援者）を派遣します	市町村	障害福祉課	【障害福祉課（地域生活支援担当）】 088-823-9634	－
46	経済・生活面の支援	家の片付けや引っ越しなど手伝ってもらいたい	災害ボランティアの派遣	サービス	被災者の多様な困りごとをお手伝いするため、災害ボランティアを派遣します、	県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会	地域福祉政策課	【地域福祉政策課（災害時要配慮者支援担当）】 088-823-9089	－
47	住まいの確保・再建のための支援	住まいを建て替え・取得したい 住まいを補修したい	災害復興住宅融資（建設・購入・補修）	貸付（融資）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修する場合に受けられる融資です。	（独）住宅金融支援機構 お客コールセンター	住宅課	【制度に関係する外部団体】 （独）住宅金融支援機構 お客コールセンター） 0120-086-353 ※被災された方専用のダイヤル	20～22
48	住まいの確保・再建のための支援	住まいを建て替え・取得したい	地すべり等関連住宅融資	貸付（融資）	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。	（独）住宅金融支援機構 お客コールセンター	住宅課	【制度に関係する外部団体】 （独）住宅金融支援機構 お客コールセンター） 0120-0860-35	23
49	住まいの確保・再建のための支援	住宅金融支援機構融資の返済中に被災した	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）	地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。	（独）住宅金融支援機構 お客コールセンター 災害専用ダイヤル	住宅課	【制度に関係する外部団体】 （独）住宅金融支援機構 お客コールセンター） 0120-086-353 ※被災された方専用のダイヤル	24
50	住まいの確保・再建のための支援	住まいを補修したい	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））	貸付（融資）	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。	県・市町村社会福祉協議会	地域福祉政策課	【地域福祉政策課（生活困窮者自立支援事業担当）】 088-823-9090	24
51	住まいの確保・再建のための支援	住まいを補修したい	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	貸付（融資）	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。	県福祉保健所、市福祉事務所	子ども家庭課	【子ども家庭課（ひとり親家庭担当）】 088-823-9654	25
52	住まいの確保・再建のための支援	住まいを確保したい	応急仮設住宅	現物支給	地震及び津波により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない方に対して、応急仮設住宅を供与します。	市町村	住宅課 地域福祉政策課	（技術的な相談等） 【住宅課】 建設について：088-823-9857（震災対策担当） 賃貸について：088-823-9861（総務宅建担当） （市町村からの求償事務に関すること） 【地域福祉政策課（災害時要配慮者支援担当）】 088-823-9089	－
53	住まいの確保・再建のための支援	公共賃貸住宅に移転したい	公営住宅への入居	現物支給・現物貸与	低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。	県、市町村	住宅課	【住宅課（住宅管理担当）】 088-823-9855	25

No.	支援の類型	状況・ニーズ等	制度名	支援の種類	制度の内容 ※詳細は内閣府「被災者支援に関する各種支援制度の概要」を参照	問い合わせ先	県庁関係課	県庁関係課 連絡先 (制度に関係する外部団体 連絡先)	【参考】ページ (内閣府各種制度の概要)
54	住まいの確保・再建のための支援	公共賃貸住宅に移転したい	特定優良賃貸住宅等への入居	現物支給・現物貸与	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます（要件を満たす方）。	県、市町村	住宅課	【住宅課】 民間運営：088-823-9862（企画担当） 市町村運営：088-823-9858（地域支援担当）	25
55	住まいの確保・再建のための支援	公共賃貸住宅に移転したい	地域優良賃貸住宅への入居	現物支給・現物貸与	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅に入居することができます（要件を満たす方）。	県、市町村	住宅課	【住宅課】 民間運営：088-823-9862（企画担当） 市町村運営：088-823-9858（地域支援担当）	26
56	住まいの確保・再建のための支援	民間賃貸住宅に移転したい	セーフティネット登録住宅への入居	現物支給・現物貸与	被災者の方は、民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅に入居することができます。（一定の要件を満たす方）。	県、市町村	住宅課	【住宅課（企画担当）】 088-823-9862	26
57	住まいの確保・再建のための支援	土砂等を撤去したい	障害物の除去 等	現物支給	災害救助法に基づき、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。	県、市町村	環境対策課 住宅課 地域福祉政策課	（技術的な相談等） 【環境対策課（計画推進・一般廃棄物担当）】 088-821-4590 【住宅課（住宅整備担当）】 088-823-9860 （市町村からの求償事務に関すること） 【地域福祉政策課（災害時要配慮者支援担当）】 088-823-9089	27
58	住まいの確保・再建のための支援	応急的に自宅の修理をしたい	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張）	現物支給	災害救助法に基づき、住宅の屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない世帯でかつ自治体から準半壊以上（相当）と判断された世帯に対して、 ①ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付 ②修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供 のいずれかを支援します。	県、市町村	住宅課 地域福祉政策課	（技術的な相談等） 【住宅課（住宅整備担当）】 088-823-9860 （市町村からの求償事務に関すること） 【地域福祉政策課（災害時要配慮者支援担当）】 088-823-9089	28
59	住まいの確保・再建のための支援	応急的に自宅の修理をしたい	日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）	現物支給	災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊（半壊）、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自らに修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に応急的に修理します。 応急の修理は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。	県、市町村	住宅課 地域福祉政策課	（技術的な相談等について） 【住宅課（住宅整備担当）】 088-823-9860 （市町村からの求償事務に関すること） 【地域福祉政策課（災害時要配慮者支援担当）】 088-823-9089	28
60	住まいの確保・再建のための支援	住まいの再建にあたり、耐震化・省エネ化等を図りたい	長期優良住宅化リフォーム推進事業	補助	耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助します。	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室	住宅課	【制度に関係する外部団体】 （長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室） 03-5229-7568	29
61	住まいの確保・再建のための支援	住まいの再建にあたり、耐震化・省エネ化等を図りたい	リフォーム税制	税制特例措置	・国税の控除：所得税について、工事内容に応じて20万円～105万円程度の控除を受けることができます。 ・地方税の減額：固定資産税について、工事内容に応じて一定割合（1/3～2/3）の減額を受けることができます。	国税：税務署、地方税：市町村	住宅課	【住宅課（企画担当）】 088-823-9862	29
62	住まいの確保・再建のための支援	住まいの再建にあたり、耐震化・省エネ化等を図りたい	リフォーム融資（耐震改修工事）	貸付（融資）	住宅の耐性性の向上を目的とした耐震改修工事のための費用を融資します。	（独）住宅金融支援機構 お客様コールセンター	住宅課	【制度に関係する外部団体】 （（独）住宅金融支援機構 お客様コールセンター） 0120-0860-35	30
63	住まいの確保・再建のための支援	住まいの再建にあたり、耐震化・省エネ化等を図りたい	宅地防災工事資金融資	貸付（融資）	地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。	（独）住宅金融支援機構 お客様コールセンター	住宅課	【制度に関係する外部団体】 （（独）住宅金融支援機構 お客様コールセンター） 0120-0860-35	30
64	農林漁業・中小企業・自営業への支援	農林漁業の再建資金が必要	（株）日本政策金融公庫による資金貸付	融資	株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。 ・農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ・農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ・農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ・林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ・漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。 上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。	（株）日本政策金融公庫	協同組合指導課 森づくり推進課 木材増産推進課 木材産業振興課 水産政策課	【制度に関係する外部団体】 （（株）日本政策金融公庫） 0120-154-505	32
65	農林漁業・中小企業・自営業への支援	中小企業事業の再建資金が必要	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	貸付（融資）	小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。	（株）日本政策金融公庫	経営支援課	【経営支援課（金融担当（融資担当））】 088-823-9695 【制度に関係する外部団体】 （（株）日本政策金融公庫）0120-154-505	32
66	農林漁業・中小企業・自営業への支援	中小企業事業の再建資金が必要	生活衛生改善貸付	貸付（融資）	生活衛生改善貸付制度は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。	各生活衛生同業組合、（公財）高知県生活衛生営業指導センター、（株）日本政策金融公庫	業務衛生課	【制度に関係する外部団体】 （（公財）高知県生活衛生営業指導センター） 088-855-5100 （（株）日本政策金融公庫） 0120-154-505	33
67	農林漁業・中小企業・自営業への支援	中小企業事業の再建資金が必要	災害復旧貸付	貸付（融資）	災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資します。	（株）日本政策金融公庫	経営支援課	【経営支援課（金融担当（融資担当））】 088-823-9695 【制度に関係する外部団体】 （（株）日本政策金融公庫）0120-154-505	33
68	農林漁業・中小企業・自営業への支援	中小企業事業の再建資金が必要	セーフティネット保証4号	信用保証	自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。	信用保証協会	経営支援課	【経営支援課（金融担当（融資担当））】 088-823-9695 【制度に関係する外部団体】 （高知県信用保証協会）088-823-3261	34
69	農林漁業・中小企業・自営業への支援	中小企業事業の再建資金が必要	災害関係保証	信用保証	災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。	信用保証協会	経営支援課	【経営支援課（金融担当（融資担当））】 088-823-9695 【制度に関係する外部団体】 （高知県信用保証協会）088-823-3261	34
70	農林漁業・中小企業・自営業への支援	再就職を支援してほしい	職場適応訓練費の支給	給付・還付	職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。	公共職業安定所、県労働局	—	—	35